

令和5年度第1回士別市個人情報保護・情報公開審査会会議次第

日時 令和5年10月10日(火) 13時10分～14時00分
場所 市役所本庁舎2階 会議室201・202

1 開会

- ・ 委嘱状交付
- ・ あいさつ
- ・ 会長選出
- ・ 副会長選出
- ・ 個人情報保護法改正の概要について

2 審議事項

- ・ 自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について

3 その他

- ・ 行政不服審査制度の概要について

4 閉会

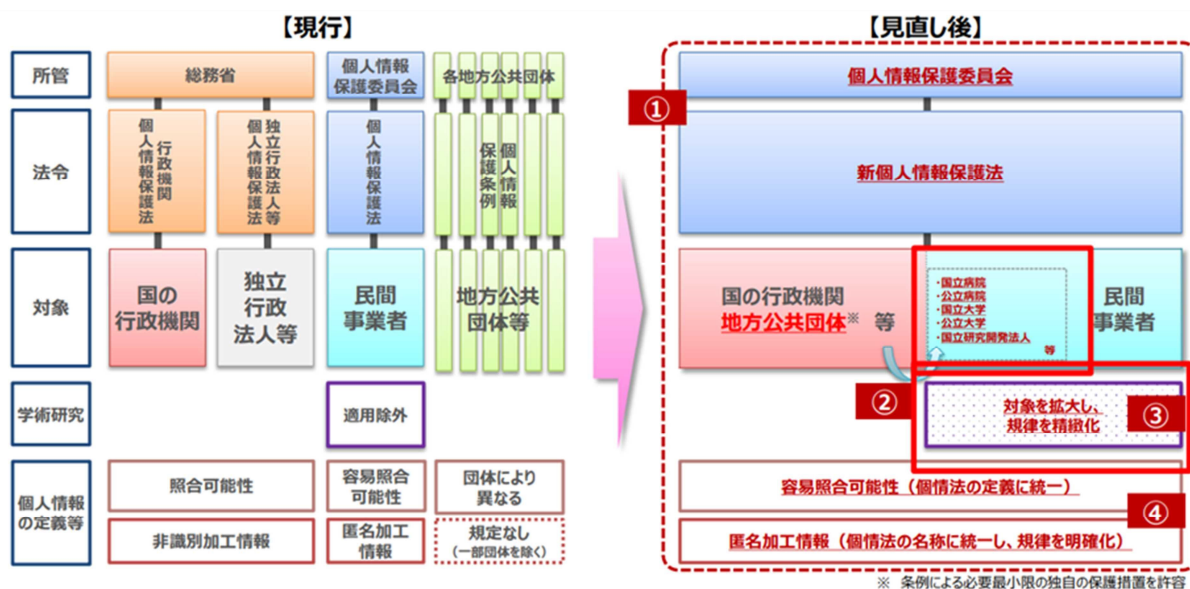
個人情報保護法改正の概要について

●見直し背景

これまでの個人情報保護制度は、機関ごとに法令等でルールが規定されていた（民間事業者は個人情報保護法、行政機関は行政機関個人情報保護法、地歩公共団体は個人情報保護条例など）。

しかし、社会のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められる中、機関ごとのルールの違いによる不均衡や不整合が、官民の枠を超えたデータ利活用の支障になり得るとされた。

このような不均衡や不整合を可能な限り是正するため、令和3年5月12日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、3本の法律が個人情報保護法に統合され、地方公共団体（議会を除く。）の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において規定されるとともに、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化された。



また、改正個人情報保護法の施行に伴い、士別市個人情報保護条例は廃止し、新たに士別市個人情報保護法施行条例を制定した。

●改正の主な内容

- (1) 定義の一元化
 - ⇒国の行政機関及び独立行政法人等・民間部門と同じ規律を適用
 - 例) 容易照合可能性、個人識別符号 など
- (2) 個人情報の取扱い
 - ⇒国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用
 - 例) 保有の制限、利用及び提供の制限、安全管理措置 など
- (3) 個人情報ファイル簿の作成・公表
 - ⇒国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用

個人情報ファイル簿の作成等を行う基準は国と同様（ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上）

●旧個人情報保護条例と個人情報保護法の比較

(1) 個人情報の保有

旧条例では、個人情報は本人から直接収集することを義務付けていたが、改正法にこの趣旨の規定はなく、あくまで「法令の定める所掌事務又は業務」であること、法第64条（適正な取得）の規定に基づき取得することとされている。

なお、類型的に審査会への諮問を要件とする規定を条例に定めることは許容されていない。

(2) 保有個人情報の利用・提供

旧条例と同様に本来の目的以外に利用又は提供をしてはならないが、法令に基づく場合やそれらを行うことに相当の理由がある場合は、例外的に認められている。

なお、類型的に審査会への諮問を要件とする規定を条例に定めることは許容されていない。

(3) 電子計算機の結合の制限

旧条例では、国や他の地方公共団体以外との結合を禁止（例外規定あり）としていたが、改正法施行後は、条例にオンライン結合を禁止する規定を設けること、類型的に審査会への諮問を要件とする規定は、許容されないとされている。

禁止規定がなくとも、法第66条（安全管理措置）や法第69条（利用及び提供の制限）に基づき、個人情報の安全性が確保されていることが前提にある。

●今後の審査会の役割

改正法において、審査会等への諮問は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限定されることとされ、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審査会等への諮問を要件とする条例を定めることは、法改正の趣旨に照らして許容されないとされている。

士別市個人情報保護法施行条例第6条には、審査会への諮問について、次のように規定している。

- ・法施行条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- ・安全管理措置（法第66条第1項）の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- ・前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

このほか、改正法が議会に対し適用されないことから、単独で個人情報保護条例を制定することとなるが、諮問先については行政機関が設置する審査会となる。

自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について

本市では、防衛大臣からの求めに応じるため、自衛官等募集事務に係る情報提供として、当該年度に18歳及び22歳になる募集対象者情報(氏名、性別、生年月日、住所)を自衛隊へ令和4年度から「紙媒体による資料提供」を実施している。

1. 情報提供の根拠

自衛官等募集事務は、自衛隊法により、市町村の法定受託事務と定められている。

また、自衛隊法施行令では、市町村長に対し、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要となる情報の提出を求める事ができると規定されている。

令和3年に、防衛省・総務省連名通知が発出され、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上、特段の問題を生じない」と政府としての法令による解釈が示された。

2. これまでの対応・経過

それ以前の本市を含む多くの市町村では、自衛隊法及び同法施行令があることは承知していたものの、法解釈における疑義があったことから、住民基本台帳法に基づく、「住民基本台帳の閲覧」という手法を用いて、自衛隊からの協力依頼に応じてきた。

上記の防衛省・総務省連名通知の発出を受け、内部協議を行い、上記一定の法解釈が示されたことから、「閲覧」の手法を用いず、「紙媒体での情報提供」へ変更することにした。

3. 他の法令との関係

個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、個人情報を提供してはならないとあり、自衛隊法及び同法施行令に基づく本件について、募集対象者情報(個人情報)を提供する事に問題はないと考えている。しかし、同条第2項ただし書では、情報提供することによって、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがあると認められるときは、この限りでないとの規定もあり、個人のプライバシーにも配慮する必要があると考える。(日本国憲法第13条)

4. 今後の対応について

これらのことを鑑みて、募集対象者情報の提供は、法に基づく適正な情報提供である一方で、個人情報保護及び個人のプライバシーの観点から、一定の配慮は必要である。

提供を望まない方への一定の配慮として、事前に手続きすることにより、自衛隊地方協力本部へ提供する募集対象者情報から取り除く取扱いを現在検討しており、その内容についてご意見を賜りたい。

【現段階での検討案】

- ①除外申請の受付期間は3か月とし、窓口や郵送、オンラインで申請可能とする。
- ②自衛隊地方協力本部へ提供した個人情報の管理に万全を期すため、士別市と自衛隊(自衛隊旭川地方協力本部)との間で協定書を締結する。

行政不服審査制度の概要

行政不服審査制度とは

行政庁が行った処分又は不作為に不服がある場合に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて不服を申し立てることができる。裁判とは異なり、行政庁が処分の違法性や不当性の判断を行う。

審理員による審理手続、行政不服審査会等への諮問等により、公平・中立な審理が行われる。

行政不服審査制度には、行政訴訟と比較すると、次のような特徴がある。

- ・簡易迅速な手続により国民の権利益を救済することができること
- ・費用がかからないこと
- ・処分が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても審理することができること
- ・不服申し立てを契機として、行政が自ら処分を見直すことで、行政の適正な運営を確保することができること

●当事者

審査請求人（審査請求の代理人） ⇒ 審査請求を行う者、代理人による請求も可能

審査庁 ⇒ 審査請求を受け、手続を進める行政庁

審理員 ⇒ 審査庁に所属し、審理手続を担当する職員（審理員が指名されない場合もある）

処分庁 ⇒ 審査請求の対象となっている処分をした行政庁

行政不服審査会等 ⇒ 処分庁、審査庁から独立した第三者機関
審査庁から諮問を受ける（諮問されない場合もある）

●審査請求の対象

審査請求の対象は、行政庁の「処分」又は「不作為」となっています。

例）・行政庁により申請が拒否された（処分）

・行政庁によって許可を取り消された（処分）

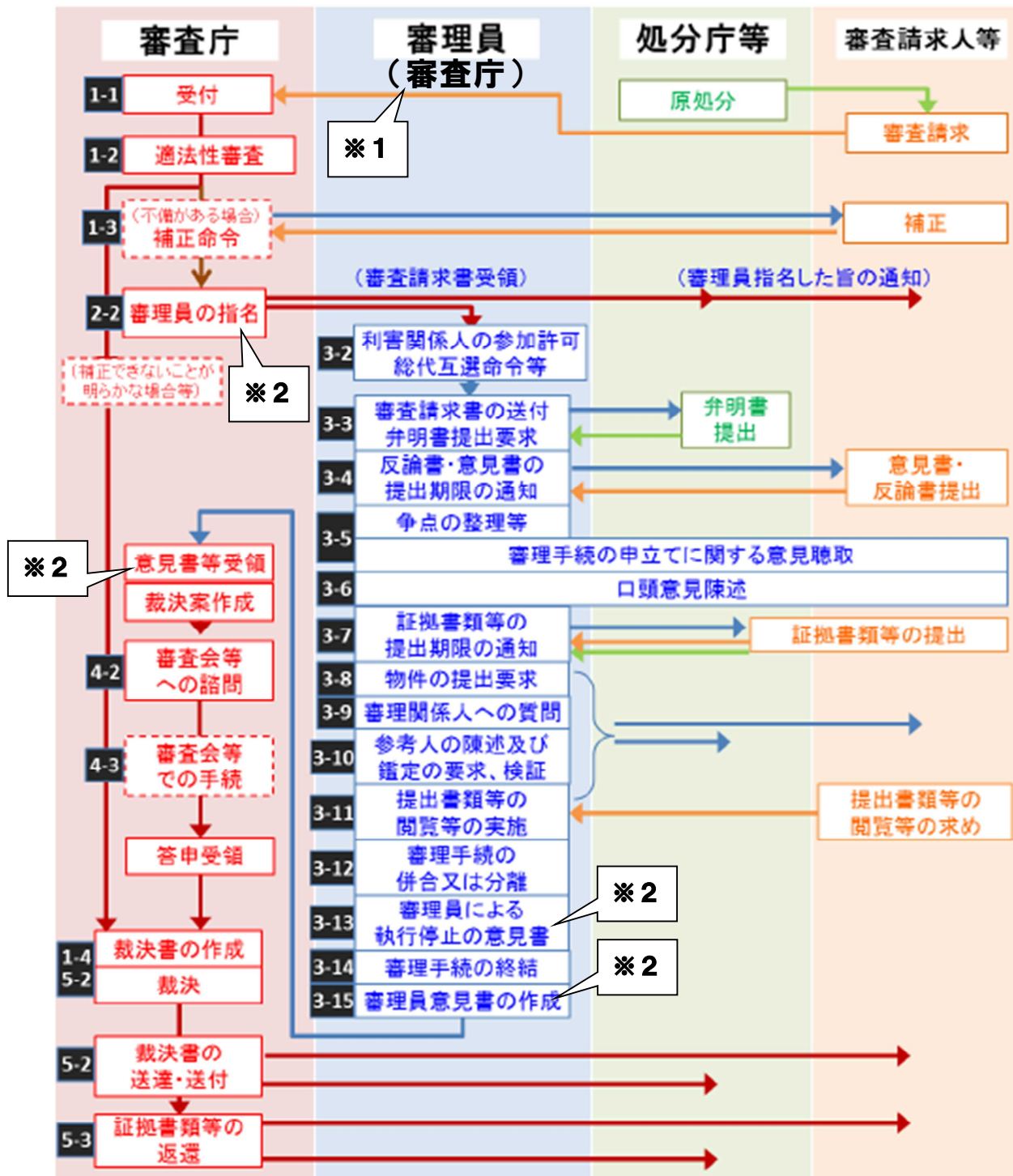
・法令に基づく申請に対して行政庁から何も応答がない（不作為）

●審査請求期間

処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内となる。また、処分があった日の翌日から起算して1年が経過したときは、原則として審査請求することができない。

不作為についての審査請求は、申請から相当の期間が経過しても不作為がある場合には、当該不作為が継続している間は、いつでもすることができる。

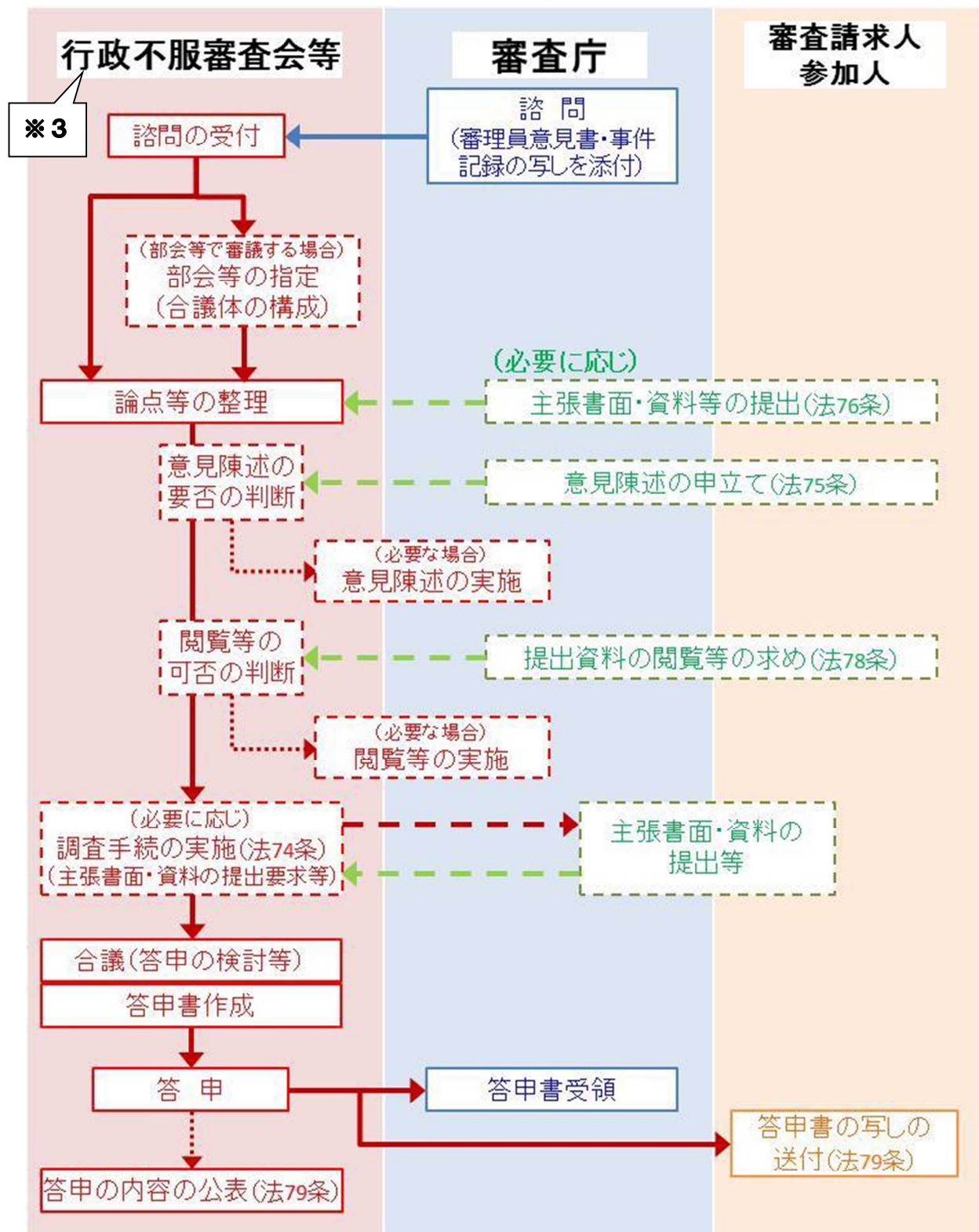
● 審査請求に係る大まかな事務手続の流れ



※1 審査庁が地方公共団体の委員会であるなど一定の場合においては、審理員が指名されず、審理手続の主体は審査庁となる。

※2 自己情報開示請求や情報公開請求に対する処分についての審査請求の場合に除外される手続

●行政不服審査会等における調査審議手続



※3 自己情報開示請求や情報公開請求に対する処分についての審査請求の場合、諮問する機関は個人情報保護・情報公開審査会となる。

(参考) 審査会条例中の審査請求に関連する規定の抜粋

○土別市個人情報保護・情報公開審査会条例

(審査請求に係る審査会の調査権限)

第6条 審査会は、審査請求の審議を行うため必要があると認めるときは、実施機関(個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関、情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。以下同じ。)に対し、対象公文書等(審査請求に係る保有個人情報(個人情報保護条例第2条第4号個人情報保護法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)又は公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された対象公文書等の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、対象公文書等の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人おいう。以下同じ。)及び実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第7条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下「申立者」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による意見の陳述は、審査会が、期日及び場所を指定し申立者及び実施機関を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立者は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するものとする。

(提出資料の閲覧等)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項に規定する閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付)

第10条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを申立人に送付するものとする。

(審査手続の非公開)

第11条 第6条から前条までに規定する審査請求に係る審議の手続は、公開しない。

自己情報開示請求に対する処分についての審査請求の対応経過

R 5. 1. 19 自己報開示請求（審査請求人）

審査請求人の曾祖父、曾祖母及び祖母の学籍簿・学齢簿等についての開示請求あり。

R 5. 2. 6 自己情報開示等不承諾の決定（学校教育課）

自己情報開示請求はあくまで“自己”の情報について開示を求めることができる制度であり、①審査請求人には遺族の情報開示をする権利がないこと、②士別市には遺族からの開示請求に係る運用基準がないこと、③開示請求の内容が必要に迫られたものでないことから、開示するべきではないと判断し、不承諾の決定をした。

R 5. 2. 11 自己情報開示等不承諾決定に対する照会（審査請求人）

過去に士別市に情報公開請求(※)をした際には、部分公開の決定がされ、曾祖父の履歴書等の交付を受けた。今回の自己情報開示請求も、前回の情報公開と同様に曾祖父らの足跡を辿るためのものであるが、なぜ不承諾とされたのか。

R 5. 2. 15 照会に対する回答（学校教育課）

士別市では、死者の情報に係る運用基準を整備していないことから、開示請求等については個別に判断・対応をしてきた。平成31年の情報公開についても、請求者の求めに最大限応えるために一部公開の決定をした。

ただし、令和3年の個人情報保護法の改正により制度が大きく見直され、機関ごとに差異があったルールが統一された。今回の不承諾の決定は、改正法の内容も踏まえ判断をしたもの。

R 5. 3. 16 審査請求（審査請求人）

自己情報開示等不承諾の決定を取消し、全部または一部の公開を求める。

※ 過去の経過

平成31年1月に審査請求人から総務課に対し、情報公開請求あり。

内容は、曾祖父の経歴を辿ることを目的とした、曾祖父の士別市役所退職時の経歴等が分かる文書の公開であった。

情報公開請求において、公文書中に含まれる個人情報とは公開してはならないが、対象公文書に記載されている情報が審査請求人の曾祖父のものであること、及び当該曾祖父が亡くなっている（死者の情報は個人情報に該当しない。）ことから、公文書の公開を決定した。